



特集 救急救命士の 処置範囲拡大の実証研究 ～掛け替えのない命を救うために～



上尾市では年間9千件近く救急車の出動があり、現場に出動する救急救命士は34人います。11月1日～平成25年1月31日に救急救命士の処置範囲拡大への取り組みを実施します。

⇒消防本部警防課
(TEL) 775-1312・(FAX) 775-2230

救急救命士とは

救急車で駆けつける救急隊の中で厚生労働大臣の免許を受けて活動しているのが救急救命士です。

心肺機能が停止している状態など重篤な病人やけが人に対して、救急車に搭載されている端末機によって医師の指示を受け、気道の確保や心拍の回復など高度な救急救命処置を施します。

救急救命士による処置の範囲が広がる実証研究が行われます

上尾市では、厚生労働省や消防庁からの助言などを得て、「救急救命士の処置範囲に係る実証研究」のモデル事業を行います。この事業は11月1日～平成25年1月31日の間、医療機関、医師会、消防本部などで構成される地域の救急医療の協議会（地域メディカルコントロール協議会）が主体になり実施するものです。期間中は医師の具体的な指示を受けて、救急現場や救急車内などで救急救命士が行える処置の範囲が広がられます。

※傷病者が、今回拡大される救急救命士による処置を断ったとしても、

これまで通りの救急搬送がなされ、不利益になることはありません。

拡大される救急救命士の処置

① 血糖測定と低血糖発作へのブドウ糖溶液の投与

低血糖発作による意識障害が疑われる傷病者に対して血糖測定を行い、低血糖の場合はブドウ糖溶液を投与します。



血糖測定

② 心肺機能停止前の傷病者に対する輸液の実施

けがによる出血、吐血・下血などにより、血圧が低下して危険な状態にある心肺停止前の傷病者や、重量物の下敷き事故で心臓が停止する可能性のある傷病者に対して静脈路の確保や輸液を実施します。

以上2項目の実証研究を行う予定です。ご理解とご協力をお願いします。





実証研究の処置を 行う救急救命士の声

今回の実証研究の処置を行える救急救命士は上尾市に4人います。

今までは心肺停止状態でなければ処置ができなかったものが、今回の実証研究で低血糖での意識障害の可能性がある傷病者や血圧が低下して心臓が停止する危険性があるショック状態の傷病者に対して処置を行えるようになりました。4人は「救える命が増

えることを期待しています」と口をそろえます。

「処置はさいたま赤十字病院の指導医に指示を受けながら行います。今までより責任が重く、家族への説明も重要になります。より多くの命を救うためには必要なことです」と話していました。

今回の実証研究は平成25年1月31日までです。その後は厚生労働省の研究チームにより今後活用されるかが決まりますが、この実証研究がうまく行き、救急救命士の処置範囲が広がることを期待しています。



東消防署の救急救命士(左から古川主査、岡崎主査)



西消防署の救急救命士(左から平野主査、長島主査)

秋季全国火災予防運動11月9～15日

↓消防本部予防課 077551314

07752230

「消すまでは 出ない行かない 離れない」を統一標語に、11月9日(金)～15日(木)までの間、秋季全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季に一層の火災予防の意識を持ち、火災による死者や財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施しているものです。

期間中は、防災無線や消防車両による広報活動を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

重点目標

- ①住宅防火対策の推進
 - ・住宅用火災警報器(住警器)の設置促進
 - ・たばこ火災防止キャンペーン
- ②放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ③特定防火対象物などの防火安全対策の徹底
- ④製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進

一般家庭を対象にした取り組み

「住宅防火対策」の切り札である住警器の設置を推進するため、昨年度に引き続き、次の取り組みを実施します。

①市消防職員による防火訪問

市内の戸建て住宅を対象に、市消防職員が直接訪問し、玄関先で住警器の必要性などを説明します。

▼とき 11月9日(金)～30日(金)午前9時～午後4時30分

●注意事項など

・市消防職員が、住警器の販売やあっせんを行うことは一切ありません。悪質な訪問販売には十分注意してください。

・実施の期間中、できるだけ多くの住宅に訪問する予定ですが、市内全ての住宅には訪問できませんのでご了承ください。

※希望者には、実際に住宅内を見ながら火災予防のアドバイスを行う「住宅防火診断」も実施しています。詳しくは消防本部予防課にお問い合わせください。

②住警器取り付けサポートの実施

住警器を購入したが、取り付け方が「分らない」「難しくて困っている」という市内の家を対象に、市消防職員が自宅へ伺い、取り付け作業を行う「住警器取り付けサポート」を実施します。取り付け作業だけ行いますので、住警器は事前に購入してください。

▼とき 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分

▼対象機器 電池式の住警器

▼費用 無料

▼申し込み 直接または電話で消防本部予防課(上尾村537、月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分)へ

●注意事項など

・この制度に便乗した悪質業者には十分注意してください。

・住警器が設置されている家庭には、「住警器設置済みシール」を配布しています。詳しくは消防本部予防課にお問い合わせください。



市消防職員による防火訪問



住警器の取り付けサポート